

岡山大学校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山大学校友会という。

(目的)

第2条 本会は、自主自立の精神に基づき、文化及び体育を中心に広く学生生活全般の向上に努め、岡山大学の創造的發展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次に掲げる会員から成る。

- 一 正会員 岡山大学学部学生
- 二 特別会員 岡山大学教職員

第2章 組織及び事業

(組織及び事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、部で構成する次の組織を設け、それぞれ次に掲げる事業を行う。

- 一 文化会 「岡山大学文化会」の企画運営及び統括を行う。
 - 二 体育会 「岡山大学体育会」の企画運営及び統括を行う。
 - 三 医学部分局 医学部の文化的、体育的行事の企画運営並びにそれらの事業の経理を独立して行う。
 - 四 歯学部分局 歯学部の文化的、体育的行事の企画運営並びにそれらの事業の経理を独立して行う。
 - 五 法・経済学部夜間主分局 法学部及び経済学部の夜間主コースの文化的、体育的行事の企画運営並びにそれらの事業の経理を独立して行う。
- 2 前項各号に掲げる事業のほか、施設整備事業、学生の就職に関する支援事業、正会員による自主企画への支援事業等を行うことができる。
- 3 本会の事業を遂行するに当たり、必要あるときは、正会員で構成する特別組織を設けることができる。

(総称)

第5条 本会則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の団体の総称とする。

- 一 会 文化会及び体育会
- 二 分局 医学部分局・歯学部分局及び法・経済学部夜間主分局
- 三 会・分局 文化会、体育会、医学部分局、歯学部分局及び法・経済学部夜間主分局

(部)

第6条 部は、岡山大学学部共通規程（以下「共通規程」という。）第9条に規定する団体の結成手続きを経たものでなければならない。

- 2 各部に部顧問を置き、共通規定第9条に規定する団体の結成手続きにおいて顧問教員に同意した教員を

充てる。

- 3 部顧問は、必要有るときは、部長の名称を用いることができる。

- 4 部顧問は、当該部の企画運営その他諸活動について助言を与える。

第3章 役員

(組織)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
 - 二 副会長 1人
 - 三 総務委員長 会・分局に 各1人
 - 四 副総務委員長 会・分局に 各1人
 - 五 総務委員 会・分局に 各若干人
 - 六 幹事 部に各1人
- (会長)

第8条 会長は、本学学長をもって充て、本会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、本学教育担当副学長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(総務委員長及び副総務委員長)

第10条 総務委員長及び副総務委員長は、会・分局ごとに、各部から推薦された正会員である部員の中から、幹事会（分局にあっては幹事総会）において、年度始めに選出する。

- 2 各総務委員長は、当該会・分局の会務を統括し、共同して本会の会務を処理する。

- 3 各副総務委員長は、当該会・分局の総務委員長を補佐する。また、総務委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(総務委員)

第11条 総務委員は、会・分局ごとに、各部から推薦された正会員である部員の中から、幹事会（分局にあっては幹事総会）において、年度始めに選出する。

- 2 総務委員は、当該会・分局の企画運営及び事業に係る事務を行う。

- 3 総務委員は、会計、渉外等の業務を分担する。

(幹事)

第12条 幹事は、各部の正会員である部員の中から互選し、その部を代表する。

(任期等)

第13条 第7条第3号から第6号の役員の任期は、1年とし、再任は1回限りとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前役員の残任期間とする。

- 2 役員は、重任することができる。

- 3 新役員が選出されるまでの間は、前役員が代行する。

- 4 第7条第3号から第5号の役員が疾病その他の理

由により、その任に適さない場合は、幹事会（分局にあっては幹事総会）の議を経て、改選することができる。

（辞任）

第14条 役員に選出され、これを受託した場合は、みだりに辞任できない。

（臨時の役員）

第15条 本会の事業を遂行するに当たり、必要あるときは、臨時の役員を置くことができる。

2 前項の役員は、正会員の中から会長が指名する。

第4章 総務顧問

（総務顧問）

第16条 会・分局に、総務顧問各1人を置く。

第17条 総務顧問は、会長が、当該会・分局の部顧問の中からそれぞれを指名する。

2 総務顧問は、当該会・分局の企画運営その他諸活動について助言を与える。

第5章 会議運営

第1節 会

（会総務委員会）

第18条 会にそれぞれ総務委員会を置き、次に掲げる業務を処理する。

- 一 各部の連絡調整に関すること。
- 二 幹事会の審議に必要な議案の作成に関すること。
- 三 幹事会の決定事項の執行に関すること。
- 四 その他当該会の企画運営及び諸活動に関すること。

第19条 総務委員会は、当該会の総務委員長、副総務委員長及び総務委員をもって構成し、総務委員長が必要と認めるとき又は総務委員の要求があったときは、総務委員長がこれを招集し、その議長となる。

第20条 総務委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長が決する。

第21条 総務委員会は、緊急を要する事項については、幹事会に代わって議決することができる。ただし、当該決定事項は、事後において、幹事会の承認を得なければならない。

（総務協議会）

第22条 会に総務協議会を置き、次に掲げる業務を処理する。

- 一 会間の連絡調整に関すること。
- 二 会の幹事総会の審議に必要な議案の作成に関すること。
- 三 会の幹事総会の決定事項の執行に関すること。
- 四 その他会の企画運営及び諸活動に関すること。

第23条 総務協議会は、会のそれぞれの総務委員長、副総務委員長及び総務委員をもって構成し、いずれかの総務委員長が招集する。

第24条 総務協議会の議長は、招集者とし、その一方の総務委員長が副議長となる。

第25条 総務協議会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長が決する。

第26条 総務協議会は、緊急を要する事項については、幹事総会に代わって議決することができる。ただし、当該決定事項は、事後において、幹事総会の承認を得なければならない。

（幹事会）

第27条 会にそれぞれ幹事会を置き、次に掲げる事項を審議する。

- 一 予算及び決算に関する事項
- 二 総務委員会の緊急決議に関する追認事項
- 三 その他各会の企画運営に関する重要事項

第28条 会の幹事会は、当該会の総務委員長、副総務委員長、総務委員及び幹事をもって構成し、総務委員会が必要と認めるとき又は構成員の3分の1以上の要求があったとき、総務委員長がこれを招集する。

第29条 幹事会の議長は、総務委員長をもって充てる。

第30条 幹事会は、幹事の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長が決する。

2 会の幹事会で議決した事項は、議決した日から1週間以内に、全学に公開しなければならない。

（会幹事総会）

第31条 会に幹事総会を置き、次に掲げる事項を審議する。

- 一 会則の改正に関する事項
- 二 部の新設、廃止に関する事項
- 三 第4条第2項に掲げる事業に関する事項
- 四 予算及び決算に関する事項
- 五 積立金、予備費等の支出に関する事項
- 六 総務協議会の緊急決議に関する追認事項
- 七 各分局における総務委員会の緊急決議に関する追認事項
- 八 その他本会の企画運営に関する重要事項

第32条 幹事総会は、会のそれぞれの幹事会構成員をもって構成し、幹事会が必要と認めるとき又は総務協議会が必要と認めるとき、総務委員長は、連名でこれを招集する。

第33条 幹事総会の議長は、総務委員長が輪番で当たり、その一方が副議長となる。

第34条 幹事総会は、幹事の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。ただし、会則の改正に関する事項の決定については、

出席者の4分の3以上、部の新設、廃止に関する事項の決定については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 幹事総会で議決した事項は、議決した日から1週間以内に、全学に公開しなければならない。

(開催通知)

第35条 総務委員会、総務協議会、幹事会、幹事総会を開催するに当たっては、第21条及び第26条の場合を除き、少なくとも前々日までにその構成員に対して、審議事項を通知しなければならない。

第2節 分局

(分局総務委員会)

第36条 分局にそれぞれ総務委員会を置き、次に掲げる業務を処理する。

- 一 各部の連絡調整に関すること。
- 二 幹事総会の審議に必要な議案の作成に関すること。
- 三 幹事会の決定事項の執行に関すること。
- 四 その他当該会の企画運営及び諸活動に関すること。

第37条 総務委員会は、当該分局の総務委員長、副総務委員長及び総務委員をもって構成し、総務委員長が必要と認めたとき又は総務委員の要求があったときは、総務委員長がこれを招集し、その議長となる。

第38条 総務委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長が決する。

第39条 総務委員会は、緊急を要する事項については、幹事総会に代わって議決することができる。ただし、当該決定事項は、事後において、幹事総会の承認を得なければならない。

(分局幹事総会)

第40条 分局に幹事総会を置き、次に掲げる事項を審議する。

- 一 会則の改正に関する事項
- 二 部の新設、廃止に関する事項
- 三 第4条第2項に掲げる事業に関する事項
- 四 予算及び決算に関する事項
- 五 積立金、予備費等の支出に関する事項
- 六 分局における総務委員会の緊急決議に関する追認事項
- 七 その他本会の企画運営に関する重要事項

第41条 分局の各幹事総会は、当該分局の総務委員長、副総務委員長、総務委員及び幹事をもって構成し、総務委員会が必要と認めたとき又は構成員の3分の1以上の要求があったとき、総務委員長はこれを招集し、その議長となる。

第42条 幹事総会は、幹事の3分の2以上の出席によ

り成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。ただし、会則の改正に関する事項の決定については、出席者の4分の3以上、部の新設、廃止に関する事項の決定については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 幹事総会で議決した事項は、議決した日から1週間以内に、全学に公開しなければならない。

(開催通知)

第43条 総務委員会、幹事総会を開催するに当たっては、第39条の場合を除き、少なくとも前々日までにその構成員に対して、審議事項を通知しなければならない。

第3節 全学総会及び代議員会

(全学総会)

第44条 全学総会は、幹事総会の要求又は正会員の15分の1以上の要求があったとき、総務委員長は、連名でこれを招集する。

2 前項の要求は、第30条第2項及び第34条第2項及び第42条第2項により全学に公開した日から30日以内に行わなければならない。

第45条 全学総会に議長及び副議長を置き、出席者のうちから互選により選出する。

第46条 全学総会は、正会員の15分の1以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長が決する。

第47条 全学総会の議決は、幹事会、幹事総会及び代議員会の議決に優先する。

(代議員会)

第48条 代議員会は、次に掲げる業務を処理する。

- 一 会則の改正に関する事項
 - 二 各幹事総会で承認された予算案・決算案を審議し、会長に提案すること。
 - 三 各幹事総会で議決した重要事項の調整に関すること。
- 2 代議員会は、副会長、総務顧問のうち1人及び会・分局のそれぞれ総務委員長をもって構成し、副会長がこれを招集し、議長となる。
- 3 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長が決する。

(開催通知)

第49条 全学総会及び代議員会を開催するに当たっては、少なくとも前々日までにその構成員に対して、審議事項を通知しなければならない。

第6章 会計

(経費)

第50条 本会の経費は、会員の会費、寄附金及びその

他をもってこれに充てる。

(会費)

第51条 正会員は、年額4,000円とし、4年課程16,000円、6年課程24,000円を入学時にその全額を納めなければならない。なお、編入学等その他の場合の会費については、修学年数に応じた金額とする。

2 特別会員は、会費を徴収しない。

3 一度納入した会費その他は、特別の場合を除き、返却しない。

4 会長は、特別な事情があると認められた者に対して、会費の減免又は分納を認めることができる。

(会計年度)

第52条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第53条 前年度の決算は、各幹事総会で審議の後、代議員会の議を経て会長の承認を得るものとする。

(予算)

第54条 当該年度の予算は、前年度決算承認後に審議することとする。

2 予算は、各幹事総会で審議の後、代議員会の議を経て会長の承認を得るものとする。

3 徴収した会費は、その一部を大学の施設整備費とし、残りを会・分局へ配分する。

4 会・分局への配分方法は、会・分局それぞれを構成する校友会正会員の学部・学科別入学定員の数により案分する。ただし、6年制の課程については、入学定員に1.5を乗じて補正した数を入学定員の数とする。

5 その他、予算に関し必要な事項は、別に定める。

(予備費)

第55条 必要欠くことのできない臨時の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 会・分局の予備費の支出については、幹事会(分局にあっては幹事総会)の議決を要し、本会の予備費の支出については、代議員会の議決を要する。

(剰余金及び積立金)

第56条 当該年度の剰余金は、本会積立金に組み入れるものとする。ただし、当該幹事総会の議決を経て、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の積立金は、当該幹事総会の議決を経て、本会の事業の目的を達成するために使用することができる。

(会計処理)

第57条 会・分局の会計処理は当該会・分局の総務委員の会計担当が行い、大学職員が補助することができるものとする。

(会計監査)

第58条 本会の会計監査を大学外の識者へ委託することとする。

2 会・分局の決算は、会計監査を受けなければ、代議員会に付議することはできない。

3 その他、監査に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(会則の改正)

第59条 会則の改正は、各幹事総会及び代議員会の議を経て会長が行う。

(その他)

第60条 この会則の実施に関し、必要な事項は、各幹事総会又は代議員会において別に定める。

附則

この会則は、平成7年6月22日から施行する。

附則

この会則は、平成7年7月9月28日から施行し、平成7年9月12日から適用する。

附則

1 この会則は、平成8年1月25日から施行し、平成7年9月12日から適用する。

2 この会則施行の際、現に役員職にある者は、この会則により選出されたものとみなす。ただし、その任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の定めにかかわらず、選出された役員半数の任期は、平成17年3月31日までとし、その半数の委員は別に定める。

附則

この会則は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成22年6月9日から施行する。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。